

保存緑地・特別緑地保全地区・保存樹林の各制度について

○各緑地・樹林の制度の比較

	保存樹林	保存緑地	特別緑地保全地区
根拠法令	杜の都の環境をつくる条例	杜の都の環境をつくる条例	都市緑地法
趣旨	地域の美観風致を維持することを目的として保存するもの	都市の健全な環境を確保することを目的として保全するもの	都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生物多様性の確保に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地等の保全を図るもの
指定要件	地域の美観風致を維持するため保存することが必要な樹木の集団(樹林)で、以下のいずれにも該当するもの ・樹林の樹冠投影面積が 300 m ² 以上、並木の場合には延長が 100m以上あること。 ・樹林が市街化区域内にあるか、区域外の場合は仙台駅から概ね半径 10 km以内にあること。	都市の健全な環境を確保するため、緑を含む土地の区域で 3000 m ² 以上のもののうち、以下のいずれにも該当するもの ・市街化区域及びその周辺地にあること ・地域住民の健全な心身保持及び増進、公害や災害防止に効果があること ・特に良好な自然的環境を有すること。	都市計画区域内の緑地で、特に良好な自然的環境を形成しているもので市街地及びその周辺地域にあり、以下のいずれかに該当するもの。 ・無秩序な市街地化の防止、公害または災害防止のため必要な遮断・緩衝等の地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの。 ・神社や寺院、遺跡等と一体となり、または伝承風俗慣習と結びつき、当地において伝統的・文化的意義を有するもの。 ・地域住民の健全な生活環境確保のため必要であり、風致または景観に優れ、あるいは動植物の生息・生育地として適正に保全する必要があるもの。
行為の制限 (建築、造成、樹木の伐採等)	届出	届出	許可
税制上の優遇措置	・固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の免除(いずれも保全協定を締結した場合)	・固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の免除(いずれも保全協定を締結した場合)	・固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の免除 ・相続税、贈与税の8割評価減(山林、原野、立木)
所有者支援	・樹木の枯損防止、災害時応急措置、 <u>補植</u> 、維持管理を目的とする事業に対する助成金の交付※	・指定交付金、協力援助金(保全協定を締結した場合)の交付	なし
土地買取に関する規定	なし	所有者から買取申出があった場合	所有者が行なおうとする行為を不許可にしたことにより土地利用に著しい支障を来すとして、所有者から土地買入の申出があった場合
その他			都市計画法における地域地区として計画決定を行う
指定状況 (R6.7.1 現在)	19 件 (街路樹4、屋敷林 12、樹林3、生垣1)	40 箇所 643.38ha	9箇所 105.8ha

※下線は個人所有の屋敷林のみ対象

○ 特別緑地保全地区に関する事、保存緑地及び保存樹林の指定、解除、変更に関する事は、杜の都の環境をつくる審議会において調査審議する事項とされています。(杜の都の環境をつくる条例第 36 条)